

三輪緑山スポーツ広場に関する運営細則ならびに運用細則（第12条補則）についての見直し

1. この広場は町田市所有の小学校用地で、当面、小学校の建築計画がないためスポーツ広場として三輪五町内会自治会に委託され、1991年に市長と協定書を締結、これに基づき運営細則を定め、1992年4月1日より運用。
2. 審議体；三輪緑山スポーツ広場運営委員会
三輪町内会会長、三輪第一住宅自治会長、三輪住宅自治会長、三輪緑山山の手坂自治会長、三輪緑山自治会長
3. 主なスポーツ広場利用団体（代表は三輪町、三輪緑山。会員はこれに能ヶ谷、鶴川、など他地区）
レッドファイヤーズ（少年野球）、緑山サッカー倶楽部（少年サッカー）、モンテヴェルデ（大人サッカー）、ブルファイト（少年サッカー）、緑寿会（シニア・グランドゴルフ）など。
4. 改訂の目的
運営細則と運用細則におけるスポーツ広場近隣住民と利用者の齟齬解消、ならびに時代性に伴う規則の緩和。

1) 三輪緑山スポーツ広場に関する運営細則【利用上の留意点】第8条

「利用時間の原則は午前8時より午後6時までとし冬季は午後5時とする。但し、サッ・・・」

改訂 ⇒ 冬季は午後5時とし を削除

「利用時間の原則は午前8時より午後6時までとする。但し、サッ・・・」

2) 三輪緑山スポーツ広場運用細則（第12条補則）1項-①-2点目

「・エンジン音のする草刈機を使用する場合、草刈実施の1週間以上前に実施日実施時間を三輪緑山自治会に届け出ること。この場合、実施時間は、1日3時間を限度とする。原則として、届出どおりに・・・」

改訂 ⇒ 8時から11時までの を挿入

「・エンジン音のする草刈機を使用する場合、草刈実施の1週間以上前に実施日実施時間を三輪緑山自治会に届け出ること。この場合、実施時間は、**8時から11時までの**1日3時間を限度とする。原則として、届出どおりに・・・」

3) 三輪緑山スポーツ広場運営細則（第12条補則）1項-③の次に④を追加

「**④冬季及び前後の時季に於いて、照明を使用する場合は近隣住民に不快感をあたえぬよう配光、照度ならびに騒音を発しないよう配慮すること。**」

以上